

# 2020 年度 運輸安全報告書

株式会社山口運送  
美登観光バス

代表取締役 山口 登幸

## （株）山口運送グループの安全に関する基本方針

私達、（株）山口運送グループの社員は、企業理念において「安全の確保」を第一の使命としています。

社員一人一人が、責任と役割を自覚して、お客様からの信頼に応えられるよう、責任を果たしてまいります。

### 1. 輸送の安全に関する基本方針

- ・安全最優先の原則
- ・安全管理体制の継続的改善等の実施
- ・安全を支える社員の能力向上と健康管理
- ・お客様との安全に関するコミュニケーションの推進
- ・基本方針に基づく施策の確実な実施と関係法令等の順守

以上の方針に基づき、「安全の確保」に向けた不断の努力を重ねてまいります。

## 2. 輸送の安全に関する目標及び達成状況

### 安全目標

今年度、人身事故をゼロに！！

事故件数の削減！！

飲酒運転、速度超過の撲滅！！

### 有責事故発生状況に関する統計

項目	2019年度	2020年度	内容
人身事故	0	0	
追突事故	0	0	
車内事故	0	0	
後退時事故	0	0	
右左折時事故	0	0	

## 3. 輸送の安全の為に講じた措置及び講じようとする措置

### (1)運転者教育

乗務員安全指導教育計画書に基づき教育をするとともに関係法令の遵守、安全輸送の確保に向けた意識の向上に努めます。

(2)年に1回以上の取り組み状況の点検を実施し、再構築に努めます。

## 4. 輸送の安全に係る伝達体制

別紙 1

## 5. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

### (1)運転者教育

別紙 2 の乗務員安全指導教育計画書に沿って実施している。

### (2)役員及び管理職

運行管理者講習、整備管理者講習、安全マネジメントセミナーの受講

## 6. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

年度末に「安全管理の取組状況チェックリスト」を用いて代表取締役と役員とで内部監査を行いPDCAサイクルの再構築を図っている

## 7. 安全統括管理者

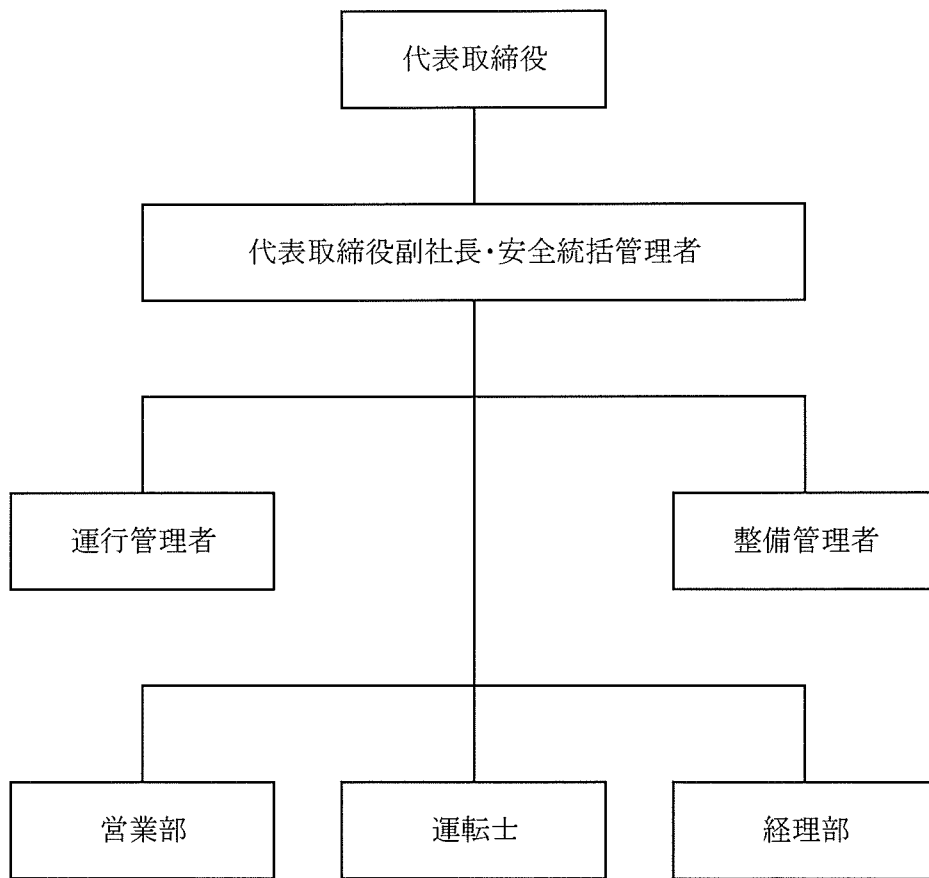
代表取締役副社長 山口 美紀

## 8. 安全管理規定

ホームページに記載の通り

別紙 1

### (株)山口運送 美登観光バス組織図



## 2020年度 乗務員安全指導教育計画書

月	月別指導項目	指導教育内容
4月	事業用自動車を運転する場合の心構え	旅客を確実、安全に輸送する事への社会的使命である事を認識させる。
5月	事業用自動車の安全を確保する為に遵守すべき基本的事項	バス運行にかかわる法令を再認識させる。
6月	事業用自動車の構造上の特性	バスの特性に合わせた運転(車高・視野・死角・制動距離等)を理解させる。
7月	旅客が乗降する場合に留意すべき事項	「急」のつく運転はしない事。シートベルト着用を徹底させる。
8月	運転者の運転適性に応じた安全運転・健康管理の重要性	健康診断の結果に基づき、個々の特性を自覚させる。ヒアリハット体験等の発表
9月	旅客が乗降する場合に留意すべき事項	7月に実施
10月	適切な運行経路及び当該道路における道路及び交通の状況	運行路線・経路における道路・情報の把握をさせる。
11月	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	危険予測運転の必要性。急ハンドル・急ブレーキ等の危険予知することの注意喚起
12月	ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の特性に応じた安全運転	ヒアリハット体験に基づく実際による実技指導
1月	事業用自動車の構造上の特性	6月に実施済だが、多様化する車輛にあわせた必要性を理解させる。
2月	運転者の運転適性に応じた安全運転・健康管理の重要性	生活習慣の改善指導。体調を崩し集中力の低下が危険を招くことを指導する。
3月	異常気象時における対処方法及び非常用信号用具・非常口等の取り扱い。 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらの対処方法	非常口の開閉及び避難誘導訓練の実技指導。 運転中に疲労や眠気を感じた時は個々の判断で休息を取る様指導する。

以上、安全指導教育計画に基づき、実施した内容です。

株式会社山口運送 安全管理規定  
(美登観光バス)

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規定（以下「本規定」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）  
第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、  
もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規定は、当社の乗合バス及び貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（P I a n D o C h e c k A c t）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に卡化がえる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める事。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予備措置を講じる事。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全にかんする重点施策に応じて輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、移送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し安全統括管理者の意見を尊重する。

4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げるものを選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

一 安全統括管理者

二 運行管理者

三 整備管理者

四 その他必要な責任者

2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役ののうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかない該当することとなったときは、

当該管理者を解任する。

- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等に違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき。

#### (安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

#### (輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

#### (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)



第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規定、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規定は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

安全管理 連絡体制

